

太陽光発電設備設置者 各位

津山市税務部課税課

償却資産申告書の送付について（ご依頼）

平素より、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、個人や会社が家屋の屋根や土地などに太陽光パネルを設置して売電する場合、設置した**太陽光パネルなどの設備は固定資産税（家屋または償却資産）の対象となる場合があります。**

設置状況を確認し、償却資産に該当する場合は、毎年1月1日（賦課期日）現在において、償却資産の所在地の市町村長へ償却資産の所有状況を申告していただく必要があります（地方税法第383条）ので、下記の事項及び別紙「償却資産（太陽光発電設備）Q&A」等をご参照のうえ申告書をご提出ください。

記

◆ 設置者と発電規模による申告対象の有無について

設置者	10kW以上の太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）	10kW未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり 申告の対象 となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、 申告の対象外 となります。
個人（住宅用以外）	遊休地等に太陽光発電を設置して売電する場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず 申告の対象 となります。	
法人・個人事業主	会社や個人で工場・商店などを経営している人、駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず 申告の対象 となります。	

▽対象となる償却資産

太陽光パネル（家屋の屋根材と一体となっている場合を除く）、架台、パワーコンディショナー、送電設備、電力量計 など

※メガソーラーなどの周辺に設置しているフェンスなども**申告対象**となります。

※所得税及び法人税において、グリーン投資減税によって**特別償却（即時償却）**の適用を受けた場合でも、**固定資産税（償却資産）**においては**申告の対象資産**となります。

※リース資産の場合、**課税の対象外**になる場合がありますので、ご連絡ください。

◆ 申告方法について

償却資産の申告にあたっては、**令和6年1月31日（水）**までに次の書類を下記の提出先までご提出ください（郵送可能、①②は津山市課税課ホームページからダウンロード可能）。

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

申告書提出先
問い合わせ先

津山市役所税務部課税課資産税家屋係（本庁2階④番窓口）
住所：〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
TEL：0868-32-2016 / FAX：0868-32-2151

償却資産(太陽光発電設備)Q&A

Q1：償却資産とはいったい何ですか？

A：会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といいます。そして太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

Q2：種類別明細書における太陽光発電設備の取得年月日はいつになりますか？

A：太陽光設備の所有権を取得し、かつ、事業の用に供することができる状態となった時期（基本的に**売電事業を開始した月**）が取得年月日となります。太陽光発電設備を取得した日が、必ずしも取得年月日であるとは限りませんので注意してください。

Q3：固定資産税はいつから課税されますか？

A：現年度（令和6年度）分は、1期（4月）から新規課税させていただく予定です。また、取得年月が令和4年以前の場合、遡って過年度（令和5年度以前）の課税額を増額し、**増額分を一括納付**いただく予定となっております。過年度分の固定資産税は、令和6年6月以降に改めて通知いたします。

Q4：太陽光発電設備の申告すべき物件には、どのようなものがありますか？

A：**太陽光パネル（家屋の屋根と一体型を除く）のほか、設置費、パワーコンディショナー（変換装置）、ケーブル、ブレーカー（遮断器）、電力メーター**などがあります。申告の際には、『太陽光発電設備』とまとめて記入しても構いません。

申告の際には、電力会社（中国電力など）への**接続（系統連系）費用を含めず、原則消費税込みの金額**を記入してください。

なお、メガソーラーなどの発電設備周辺に、**フェンスなどの周辺施設**を設置している場合には、別に申告が必要です。固定資産税の申告では基本的に法定耐用年数を使用し、太陽光発電設備は**17年**、フェンスは**10年**となります。

Q5：償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A：資産をお持ちの方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法386条および津山市税賦課徴収条例第72条の規定により過料を課せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので期限内に申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

令和 6 年度

記入例

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名		枚のうち
津山 太郎		枚目

* 所有者コード	*
----------	---

番号	種類	資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額 <small>(円)</small>	改正前耐年	耐用年数	減価残存率 <small>(%)</small>	価額 <small>(円)</small>	課税標準の特例		増加事由	摘要	
					年号	年	月						率	コード			
01	1		フェンス	1	5	05	7	100,000	10	0				①	2 3・4		
02	2		太陽光発電設備	1	5	05	7	5,000,000	17	0					①	2 3・4	
03										0					1・2 3・4		
04										0					1・2 3・4		
05										0					1・2 3・4		
06										0					1・2 3・4		
07										0					1・2 3・4		
08										0					1・2 3・4		
09										0					1・2 3・4		
10										0					1・2 3・4		
11										0					1・2 3・4		
12										0					1・2 3・4		
13										0					1・2 3・4		
14										0					1・2 3・4		
15										0					1・2 3・4		
16										0					1・2 3・4		
17										0					1・2 3・4		
18										0					1・2 3・4		
19										0					1・2 3・4		
20										0					1・2 3・4		

注意 「増加事由」の欄は、 1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他のいずれかに○を付けてください。
 「取得年月」の年号の欄は、 明治…1 大正…2 昭和…3 平成…4 令和…5 の各数字を記入してください。
 「改正前耐年」の欄は、平成19年12月以前の取得資産について*耐用年数省令改正によりその適用があった場合のみ改正前の耐用年数を記入してください。「摘要」欄には「省令改正あり」と記入してください。
 ※ 減価償却資産の耐用年数に関する省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)平成20年4月30日公布施行